

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和元年度 中部地方整備局行政情報サーバ機器賃貸借
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 勢田 昌功 名古屋市中区三の丸2-5-1名古屋合同庁舎第2号館
契 約 締 結 日	令和 1 年 1 2 月 5 日
契約の相手方の氏名及び住所	株式会社 J E C C 東京都千代田区丸の内 3 - 4 - 1
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥ 9 6 , 6 3 5 , 8 8 0 -
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥ 9 7 , 4 9 6 , 1 9 0 -
随意契約によることとした理由	本賃貸借は、令和2年2月末で賃貸借期間満了となる行政情報サーバ機器賃貸借（以下、「既契約」という。）の再賃貸借を行うものである。 (1) 再賃貸借をする理由 国土交通省情報セキュリティポリシーが平成31年3月末に改定され、行政情報サーバ機器に必要なハードウェア及びソフトウェア要件の見直しが行なわれた。それに伴い、令和2年3月より新規の賃貸借（以下、「新規契約」という。）で調達予定であった行政情報サーバ機器の仕様（以下、これらを「仕様等」という。）について見直す必要が生じた。 現在、仕様等の見直し作業を令和2年2月末を期限に鋭意実施しているところであり、これが確定しない現段階で新規契約を発注することはできない。 よって、仕様等が確定し、新規契約の入札手続きを行い、新サーバを準備するまでの期間として令和2年11月30日まで再賃貸借を行う必要が生じたものである。 (2) 上記業者を推薦する理由 上記業者は既契約を履行している者である。 既契約で賃貸借しているサーバ上で動作している各種システムは、既存のサーバのハードウェア及びソフトウェア（以下「サーバ環境」という。）で動作するように設計されており、異なるサーバ環境で動作させることは不可能である。したがって、本賃貸借契約では既存と同じサーバ環境を構築することが必須であるが、既存のサーバで使用しているソフトウェアにはすでに調達不可能なものが含まれていることから、既契約者以外の者が既存と同じサーバ環境を構築することは不可能である。 以上の理由により、上記業者と随意契約を締結するものである。 適用法令 会計法第29条の3第4項 政府調達に関する協定第13条第1項（b）（Ⅲ） 国の物品等又は特定役務の調達契約の特例を定める政令第13条第1項第1号
備 考	